

多久市ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多久市がインターネット上に公開している、多久市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ上に掲載した広告画像で、指定したホームページにリンクさせることができるもの。以下「広告」という。）のことをいう。

2 広告主とは、市ホームページに広告を掲載しようとするものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (5) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (9) 商品先物取引業若しくは金融先物取引業又は消費者金融業に類するもの
- (10) 広告の主体又は責任の所在が不明確なもの
- (11) その他、掲載することが不相当であると市長が認めるもの

(広告の規格及び掲載場所)

第4条 広告を掲載できる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横220ピクセル

(2) 形式 GIF (アニメーション不可) 又は、JPEG

(3) 容量 10KB以内

2 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページのうち、市長が指定する場所とする。

(掲載の期間)

第5条 広告の掲載期間は原則として1月単位とし、広告主は複数月を指定した申し込みをすることができる。ただし、連続する掲載期間は12月を限度とし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

2 広告掲載の開始日は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。

3 広告掲載の終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 広告掲載期間内に、多久市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

5 広告主の責めに帰さない理由により、多久市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告募集)

第7条 広告の募集は、市広報紙及び市ホームページ等に掲載する。

(広告の申し込み)

第8条 広告の申し込みは、広告を掲載しようとする1月前までに、多久市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)と掲載しようとする広告を、広告主が多久市に提出しなければならない。

2 広告の申し込みは、広告主1人につき1枠とし、同一広告主の複数枠の広告掲載は出来ないものとする。

(審査及び決定)

第9条 多久市は、前条の申込書を受理したときは、多久市ホームページ広告デザインガイドラインに基づき、速やかに審査し、その結果を多久市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

（広告の費用及び広告主の責務等）

第10条 広告主は広告を自己の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

3 広告主は広告データを、指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載料の納付は、広告掲載決定通知後、広告主は市長が定める日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

（広告等の変更）

第12条 広告主は、1月を単位として広告の内容又はリンク先等を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先等を変更しようとするときは、変更しようとする10日前までに、多久市ホームページ広告掲載変更申込書（様式3号）及び広告データ（デザインの変更のときのみ）を多久市に提出しなくてはならない。

（広告掲載の取り下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取り下げをしようとするときは、多久市ホームページ広告掲載取下げ届出書（様式第4号）により多久市に申し出なければならない。

3 広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

（掲載決定の取り消し）

第14条 多久市は、次のいずれかに該当するとき、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告データを提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不適切と判断した場合
(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、多久市が広告掲載を取り消したときはこの限りではない。

2 還付する広告掲載料は、既納の広告掲載料のうち掲載を取消した日の属する月の翌月以降の納付済月額総額の総額とする。

3 前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けようとする広告主は、多久市ホームページ広告掲載料金還付請求書（様式第5号）により多久市に請求するものとする。

4 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月1日より施行する。